o 下野市立南河内小中学校設立準備委員会設置要綱

令和元年5月20日 教育委員会告示第19号

改正 令和2年3月18日教委告示第7号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この告示は、南河内中学校区小中一貫教育推進協議会設置要綱(平成28 年下野市教育委員会告示第30号)第7条第5項の規定に基づき設置する準備委 員会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 準備委員会の名称は、下野市立南河内小中学校設立準備委員会(以下「準備委員会」という。)とする。

(令2教委告示7·一部改正)

(所掌事項)

- 第3条 準備委員会は、下野市立南河内小中学校設立に向けた次に掲げる業務を行う。
  - (1) 下野市立南河内小中学校設置計画に関すること。
  - (2) 下野市立南河内小中学校の学校経営、教育課程等に関すること。
  - (3) その他下野市立南河内小中学校への移行の円滑な推進に関すること。 (令2教委告示7・一部改正)

(組織)

- 第4条 準備委員会は、20人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
  - (1) 南河内中学校区域内の自治会長
  - (2) 南河内中学校区域内の小学校及び中学校のPTA代表
  - (3) 南河内中学校区域内の小学校及び中学校の後援会等代表
  - (4) 南河内中学校区域内の小学校長及び中学校長
  - (5) 下野市教育委員会教育次長
  - (6) 下野市教育委員会事務局関係者

- (7) その他下野市教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を 失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第6条 準備委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。
- 2 委員長は下野市教育委員会教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は委員長が指名する。

(職務)

- 第7条 委員長は、会務を総理し準備委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第8条 準備委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 準備委員会は、会議において調査検討した結果について、南河内中学校区小中 一貫教育推進協議会に報告するものとする。
- 5 準備委員会は、特に必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、 その意見を聴くことができる。

(実務作業部会)

- 第9条 準備委員会に専門的事項を調査検討するため、実務作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。
- 2 作業部会について必要な事項は、教育委員会が別に定める。 (庶務)
- 第10条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

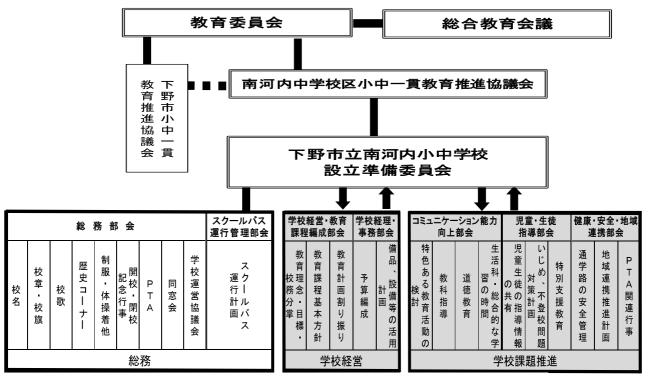
1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(召集の特例)

2 準備委員会の最初の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が 招集する。

附 則(令和2年3月18日教委告示第7号) この告示は、公布の日から施行する。

# 下野市立南河内小中学校学校設立準備組織体系図



【地域・保護者・学校関係者による作業部会】

【教職員・学校関係者による作業部会】

#### 1 下野市立南河内小中学校設立準備委員会

※委員長は教育次長、副委員長2名は委員長が指名する者を充てる。

所掌事項	委員	担当	
実務作業部会で検討された事項の承認と助言、設立準備全体の総括 等  ○ 義務教育学校設置計画に関すること。 ○ 義務教育学校の学校経営、教育課程等に関すること。 ○ その他義務教育学校への移行の円滑な推進に関すること。 と。	・区域内の自治会長 ・4校PTA代表 ・4校後援会等代表 ・4校校長 ・教育次長 ・市教委事務局関係者 ・その他教育委員会が必要 と認める者	学校教育課 森口 上野	

#### 2 実務作業部会

\* 各部会には部会長を置き、設立準備委員会で調査検討の結果を報告する。

#### (1) 総務(地域・保護者・学校関係者による作業部会)

	検討事項	部会員	担当
総務部会	<ul> <li>○ 学校名称、校章、校歌、校旗、制服、記念式典</li> <li>○ 3 小学校と、1 中学校の伝統の保存方法の検討</li> <li>○ 学校運営協議会組織の統合、協議会運営の推進の検討</li> <li>○ P T A 組織の統合、規約の改正、予算編成、事業内容等の整備</li> <li>○ その他新校への移行の円滑な推進に関すること。</li> </ul>	<ul> <li>4校運営協議会代表(各1)</li> <li>3小学校PTA代表(各1)</li> <li>中学校PTA代表(計3)         (各地区(各1))</li> <li>4校校長</li> <li>教育総務課長</li> <li>学校教育課長</li> <li>その他教育委員会が必要と認める者</li> </ul>	教育総務課神田 学校教育課 森口 上野
運行管理部会	○ スクールバスの運行に関する検討(運行範囲・運行 経路) 等	・ 3 小学校運営協議会代表 (各1) ・ 3 小学校 P T A 代表(各2) ・ 4 校教頭 ・ 教育総務課長 ・ 学校教育課長 ・ その他教育委員会が必要 と認める者	教育総務課 神田 学校教育課 森口 上野

## (2) **学校経営(教職員・学校関係者による作業部会)** \* 下野市教職員から教育長が任命した者

	検討事項	部会員	担当
会 程編成部	<ul><li>○教育理念、学校教育目標、重点目標</li><li>○教育課程編成の基本方針</li><li>・校務分掌計画</li><li>○教育課程、日課表、時間割、年間行事計画(学校行事の精選)</li><li>○各種教育計画の作成 等</li></ul>	・校長 ・(教頭) ・(教務主任) ・(事務担当)	学校教育課 森口 稲見 稲葉
会 ・ 学 校 務 部 理	<ul><li>○ 予算編成に関すること</li><li>○ 備品、設備等の活用計画(準備、廃棄含む) 等</li></ul>		

### (3) **学校課題推進(教職員・学校関係者による作業部会)** \* 下野市教職員から教育長が任命した者

	T	T .	·
	検討事項	部会員	担当
コミュニケーション能力向上部会	○ 学校課題研究 「コミュニケーション能力の育成」 英語・外国語活動を重点にした「コミュニケーション能力の育成」の研究推進について ○ 特色ある教育活動の検討 等	・プロジェクト委員 (教務主任) ・学校課題担当 ・英語科・外国語活動担 当	学校教育課
	<ul> <li>○ 教科指導に関すること</li> <li>・各教科の指導計画</li> <li>・学習のきまり 等</li> <li>○ 道徳教育に関すること</li> <li>・全体計画</li> <li>・年間指導計画</li> <li>○ 人権教育に関すること</li> </ul>	・授業者全員 ・道徳教育推進教師	
	・全体計画 ・年間指導計画 等 ○ 特別活動に関すること ・全体計画 ・年間指導計画 ・学級活動指導計画 ・クラブ活動の整理、児童会・生徒会活動の検討 ・異学年交流に関すること ・キャリア教育、進路指導に関すること	・特別活動主任 ・学級活動主任等 ・児童会・生徒会担当 ・クラブ活動・部活動担 当 ・キャリア教育・進路指 導担当	
	・部活動の整理、部活動の活動場所確保 等 <ul><li>生活科・総合的な学習の時間に関すること</li><li>ICT活用やプログラミング教育についての検討・ものづくり、地域伝統、ふるさと学習に関する検討等</li></ul>	<ul><li>ICT・プログラミング 教育担当</li><li>総合学習担当</li></ul>	
児童生徒指導部会	<ul><li>○ 児童生徒の指導情報の共有に関すること</li><li>○ 校則(生徒心得)、生活のきまり</li><li>○ 教育相談計画</li><li>○ いじめ・不登校問題対策計画</li></ul>	・児童生徒指導担当 ・教育相談担当	学校教育課 佐々木
	<ul><li>○ 特別支援教育に関すること</li><li>○ 特別支援教育用備品の活用計画 等</li></ul>	・特別支援教育担当 ・特別支援学級担当 ・通級指導教室担当	
地域連携部会・	<ul><li>○ 健康診断関係データ管理、保健室運営に関すること</li><li>○ 体力向上に関すること</li><li>○ 給食に関すること</li><li>○ 通学路の安全管理に関すること</li></ul>	<ul><li>・保健体育担当</li><li>・養護教諭</li><li>・栄養職員</li><li>・安全教育担当</li></ul>	学校教育課水本
	<ul><li>○ 校地内外の環境美化・緑化に関すること</li><li>○ 地域連携推進計画に関すること</li><li>○ 家庭教育学級に関すること</li><li>等</li></ul>	・地域連携教員	